

共 済

K y o s a i T i m e l y

タイムリー

2017. 6 月

発行 公立学校共済組合和歌山支部
和歌山市小松原通1-1 南別館6階
<http://www.kouritu-wakayama.jp/>

Contents

- ・組合員(転入者含む。)の皆様にもメンタルヘルスの冊子を配付・・・1
- ・特定健康診査受診券をご自宅に送付します・・・1
- ・平成29年度58歳・60歳に達する組合員の年金に関する情報整備について・・・1
- ・「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは・・・2
- ・掛金の免除申出について・・・3
- ・被扶養者に関する事務手続・・・4
- ・被扶養者の認定・認定取消等の申告について・・・4
- ・限度額適用認定申請・当該認定証について・・・5
- ・直接支払制度利用による出産費等の請求について・・・6
- ・福祉保険制度、アイリスプランの取扱い・・・6
- ・在職中に(特別支給の)老齢厚生年金の受給権が発生する場合・・・7
- ・Q&A ～障害給付と老齢給付との併給～・・・7
- ・平成29年度 一般事業の申込期限と実施日・・・8

組合員(転入者含む。)の皆様にもメンタルヘルスの冊子を配付

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713



和歌山支部では、組合員自身のメンタルヘルスを守るための取り組みとして、「教職員のためのメンタルヘルスガイド」の冊子を全組合員に6月上旬各所属所あてに発送し配付しています。
ご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

特定健康診査受診券をご自宅に送付します

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

特定健康診査の実施にあたり、40歳以上75歳未満の被扶養者の方に「特定健康診査受診券」を7月上旬にご自宅へ送付しますので、所属所からも特定健康診査を受診していただくよう勧めてください。
なお、組合員ご自身は、定期健康診断や当支部が実施する人間ドック等の健診をもって特定健康診査を受けたものとみなされます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療機関は年度内に40歳から75歳未満の組合員及び被扶養者の方を対象とするメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

平成29年度58歳・60歳に達する組合員の年金に関する情報整備について

担当：年金班
電話：073-441-3711

平成29年6月1日付け公共第168号で通知したとおり、勤務記録カード(簿)の写しを依頼しておりますので、平成29年6月21日(水)までに和歌山支部年金班あてご提出願います。
なお、勤務記録カード(簿)の複写方法については、公立学校共済組合ホームページ内の組合員専用ページの通知文集に掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

3歳未満の子^(注1)を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、**年金額^(注2)の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用**を受けることができます。特例の適用を受けるためには、**共済組合に申出^(注3)**を行う必要があります。

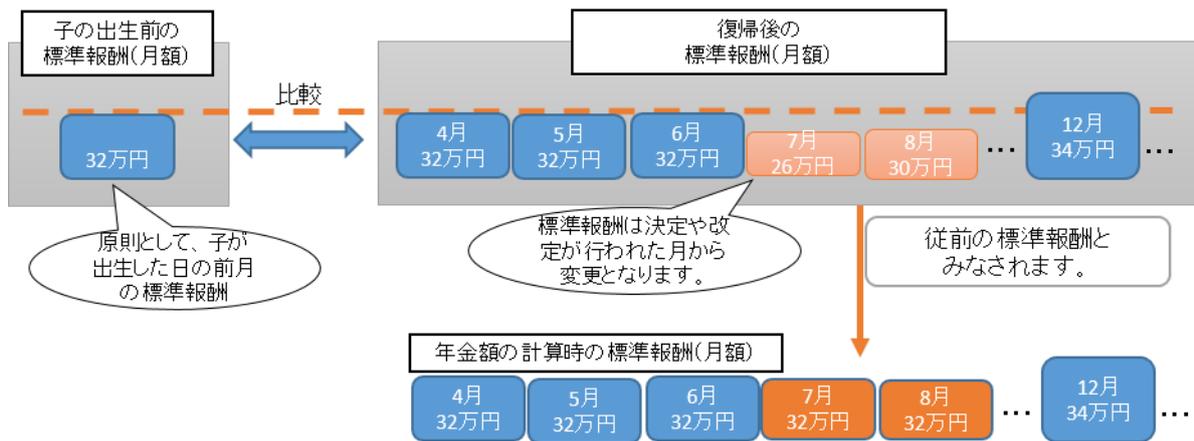
- 注1 実子だけでなく、養子や特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれます。
- 注2 厚生年金と退職等年金給付が対象になります。これらの年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。
- 注3 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。



特例の適用を受けた場合も、掛金は実際の標準報酬により算定され、追加の掛金等は発生しません。

3歳未満の子を養育している組合員である方(または組合員であった方)で申出を行った方が対象となります。申出を行うことにより、特例の「対象期間」のうち、「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」^(注4)を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額(厚生年金・退職等年金給付)の計算をすることができます。

注4 「子の出生前の標準報酬」は、原則として、子が出生した日の前月の属する月の標準報酬(月額)をいいます。



対象期間

対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までです。^(注5)

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

- 子が出生した日
- 別居していた子と同居することとなった日
- 子の出生後に、新たに組合員資格を取得した日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注6)
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日^(注7)
- 特例の対象となった子以外についての特例の対象期間の最後の月の翌日の初日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- 養育している子が3歳に到達した日
- 組合員が死亡した日または退職した日
- 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した日
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した日

注5 「養育を開始した日」が属する月より後に申し出た場合、申出日からさかのぼって2年以内の期間が対象期間となります。

注6 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

注7 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」に関するその他Q&A

Q-1	育児休業等を取得していますが、申出はいつ行えばいいですか？
A-1	掛金免除の特例の対象となる育児休業等や産前産後休業を取得している間は特例の適用を受けられないため、復職後に申出を行うこととなります。
Q-2	育児休業から復帰し育児休業等終了時改定を行いました。復職時調整により標準報酬の等級が従前より上がっています。このような場合でも、特例の申出をすることはできますか。
A-2	申出を行うことが可能です。ただし、対象期間の各月の標準報酬が「子の出生前の標準報酬」を下回る月がないときは、特例の適用はありません。
Q-3	育児休業等を終了した後に育児短時間勤務や部分休業を取得しない予定ですが、申出はできますか？
A-3	職場復帰の勤務形態についての条件はありませんので、申出を行うことができます。
Q-4	申出を行う際に提出する添付書類は何かありますか？
A-4	以下の添付書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書 (申出者の身分関係および子の生年月日を証明できるもの) ● 住民票 (申出者と子が同居していることを確認できるもの)
Q-5	男性も特例の対象になりますか？また、特例の適用を受けるためには子を被扶養者に行っていることが必要ですか？
A-5	3歳未満の子を養育している場合、男性も対象となります。子を被扶養者に行っていることの要件はありません。
Q-6	単身赴任をされており、子とは別居しています。特例の対象になりますか？
A-6	子と別居している場合は、「養育している」ことに該当しないため、特例の対象にはなりません。

掛金の免除申出について

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

産前産後休暇、育児休業に係る掛金免除申出書を提出してください。

区分	申出書提出時期	提出書類
産前産後休業	出産後 (出産費等請求時)	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業掛金免除申出書 ・特別休暇願の写し ・出産予定日の確認できる書類 ・出産日の確認できる書類
育児休業	育児休業の初日の属する月の末日までに(育児休業の「人事異動通知書」交付後)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業掛金免除申出書 ・育児休業の「人事異動通知書」の写し

被扶養者に関する事務手続

担当：医療給付班
電話：073-441-3712

○ 22歳の年度末を迎える被扶養者の方

該当の所属所長あてに平成29年5月30日付け公共和第163号で通知しましたので、期限内に手続を行ってください。

引き続き被扶養者の要件を備える場合

平成29年度（平成28年分）の所得証明書が市町村において交付されてから提出してください。

- ・提出書類：被扶養者継続認定申出書等（必要書類を添付）
- ・提出期限：平成29年7月28日（金）必着

○ 特別認定されている組合員の被扶養者の方

平成29年8月頃、「特別認定資格確認調査」を行いますので、事前に提出書類の準備をお願いします。

*パート・アルバイトをしている場合

- ・「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」（平成29年1月から12月までの証明のあるもの）
- ・「雇用（勤務）形態及び給与支払（見込）額証明書」を提出できない場合は、実績のある給与明細書の写しを提出してください。

*公的年金を受給している場合

「年金額改定通知書」（平成29年6月頃送付されます）

（参考）日本年金機構からの通知は、**葉書で送付**されています。

公立学校共済組合本部からの通知は、**封書で送付**されています。

*事業等所得、農業所得、その他の所得がある場合

- ・平成28年分確定申告書及び収支内訳書の写し
税務署（税申告の場合は市町村）の受付印を押したもの



被扶養者の認定・認定取消等の申告について

担当：医療給付班
電話：073-441-3712

○ 被扶養者の要件を欠いた方の認定取消申告はお済みですか？

- ・就職して健康保険の資格を得た場合
- ・収入が認定基準額以上になる場合

収入（所得）とは・・・

給与（通勤手当等を含む）、諸手当、営業又は農業等における事業所得、家賃地代、公的年金（共済年金、厚生年金、国民年金）、個人年金（企業年金、農業者年金等）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金等（生活補助的な意味を含む場合）

○ 被扶養者の申告に必要な書類とは・・・

新規認定、継続認定又は認定取消に必要とする書類は、それぞれの申告理由や内容等を確認するためのものですので、確認できる書類を添付してください。

例1：続柄等を確認するための書類

- ① 戸籍謄本（抄本）・・・配偶者と子以外の場合、続柄の他に扶養義務者を確認します。
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）・・・組合員との続柄が記載されたもの。
組合員と被扶養者として認定申告する方が記載され、続柄も記載されたもの

例2：認定取消申告の場合

- ① 就職により健康保険の資格を得た場合・・・保険証の写し（保険証の交付がかなり遅れるときは、人事異動通知書（辞令）の写し、契約書等の写し・・・ただし、保険証の資格取得年月日が確認できること）
- ② 収入が認定基準額以上になる場合・・・賃金等の支給状況の証明書（支払形態、支給日等が確認できること）、年金等（個人年金含む）の受給については、年金証書等の写し（年金証書等の受取年月日を控えておくこと）

新規の被扶養者認定の認定日

- ・要件を備えた日から30日以内に申告された場合 ⇒ 要件を備えた日
- ・要件を備えた日から30日を超えて申告された場合 ⇒ 所属所が「被扶養者認定申告書」を受け付けた日

個人番号（マイナンバー）登録申請

組合員又は被扶養者資格を取得する方は、申告時に個人番号（マイナンバー）登録申請書も同時に提出してください。

なお、出生による被扶養者認定申告の場合は、個人番号通知が市町村長から届き次第提出願います。

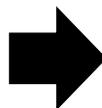
限度額適用認定申請・当該認定証について

担当：医療給付班
電話：073-441-3712

○ 認定申請

申請日の属する月の初日が発効年月日有効期間の初日となりますので、必要な時期に申請してください。

例 入院年月日：平成29年8月10日
申請年月日：平成29年8月8日
(所属所長証明年月日)



発効年月日
平成29年8月1日

○ 認定証の返納

有効期限が到来していなくても不要となった時は、速やかに返納してください。

直接支払制度利用による出産費等の請求について

担当：医療給付班
電話：073-441-3712

医療機関への直接支払制度を利用した場合の出産費等の請求の必要書類

- ・ 出産費等内払金支払依頼書
- ・ 医療機関等において作成した「直接支払制度の利用に係る合意文書」の写し
- ・ 費用明細書の写し



※その他書類不要：共済タイムリー10月号（平成28年9月26日付け公共第144号）参照

なお、家族出産費の請求において、出産した被扶養者の認定日から6か月以内に出産された場合は、従前加入していた保険に、ご自分の「出産費」の受給権がある場合は「受給権を放棄した証明書」等の添付が必要です。

福祉保険制度の取扱い（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

退職時の満年齢により保障期間、手続きが異なります。
下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
(株)若葉共済会	制度運営 全般について	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の 請求等について	0120-660-998	

アイリスプランの取扱い

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

(1) 年金コース

年度末で満60歳未満の退職予定者は、下記のサービスセンターまでご連絡ください。



(2) 医療・傷害補償コース

退職後も加入を継続できます。医療コースは満90歳まで、傷害補償コースは生涯にわたり継続できます。詳しくは、下記のサービスセンターまでご連絡ください。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・傷害補償コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～17:00

在職中に（特別支給の）老齢厚生年金の受給権が発生する場合

担当：年金班
電話：073-441-3711

該当組合員の誕生月の下旬に所属所あて年金の請求書類を送付いたしますので、必要書類を添付の上、期日までに和歌山支部年金班あて提出してください。

なお、厚生年金被保険者は報酬と年金が調整されますので、年金が一部又は全額支給停止になる可能性がある旨をご周知願います。

Q&A 第6回目 ～障害給付と老齢給付との併給～

担当：年金班
電話：073-441-3711

Q 在職中に障害認定され障害厚生（共済）年金を受給している場合、退職後の年金はどうなるの？

A 基本的には、老齢給付か障害給付（※下表参照）のどちらか有利な方を選択して受給できます。通常公的年金は1人に対して複数の支給事由の年金を同時に支給することはできませんので、老齢給付、障害給付、又は遺族給付の受給権がある場合、いずれかの年金を選択し、受給するという形となります。

しかし、老齢給付と障害給付については、下記のような選択方法があります。

〈表〉

給付の種類	共済年金	国民年金
老齢給付	① 老齢厚生（退職共済）年金	② 老齢基礎年金（65歳～）
障害給付	③ 障害厚生（共済）年金（公務上・外）	④ 障害基礎年金

※障害等級1～2級→障害厚生（共済）年金（公務上・外）と障害基礎年金受給
障害等級3級 →障害厚生（共済）年金（公務上・外）のみ受給

・65歳以降

(1) 障害等級1級、2級

①+②、③+④、①+④ のうちから選択できます。

(2) 障害等級3級

①+②、③ のどちらかを選択できます。



・64歳まで

昭和36年4月1日以前に生まれた方は、それぞれの支給開始年齢から特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を受給することができます。さらに、障害等級1～3級に該当する場合は、「特別支給の老齢厚生年金の障害者特例（公務員期間の基礎年金部分が加算されたもの）」が受給できます。

(1) 障害等級1級、2級

①（障害者特例）か、③+④のどちらかを選択できます。

(2) 障害等級3級

①（障害者特例）か、③のどちらかを選択できます。

○メンタルヘルスセミナー&リラクゼーションセミナー

近年、様々なストレス等による教職員の精神疾患の増加が問題となっている。この現状に対応するため、教職員の健康管理に当たる者や精神疾患により休職している教職員の同僚等が、メンタルヘルスについて正しい知識を持ち適切に対処するための実践力を身につけることを目的とする。

対象者

公立学校共済組合員

開催場所	申込期限	開催日
田辺会場	7月 5日 (水)	7月25日 (火)
和歌山会場	7月18日 (火)	8月 8日 (火)

○介護講座・ライフプランセミナー

介護講座は、組合員とその家族の介護負担を軽減するための正しい知識を学び、実際の介護の際に役立てる。ライフプランセミナーは、在職中における生涯生活設計の確立を行うための支援を行う。

対象者

平成29年4月1日現在で40歳以上の組合員及びその配偶者で受講を希望する者
ただし、配偶者が参加を希望する場合は、組合員と同伴に限り受講可能とする。

開催場所	申込期限	開催日
和歌山会場	7月 6日 (木)	7月26日 (水)
田辺会場	7月 6日 (木)	7月27日 (木)

○健康セミナー

組合員とその家族の健康づくりと健康保持増進のため、健康問題をテーマにした講座等による健康意識の向上を図る。

対象者

公立学校共済組合員及びその被扶養者で受講を希望する者
ただし、被扶養者が参加を希望する場合は、組合員と同伴に限り受講可能とする。

参加費用（自己負担金） 組合員1,000円

開催場所	申込期限	開催日
和歌山会場	7月11日 (火)	7月31日 (月)
白浜会場	9月 1日 (金)	9月19日 (火)